2.講習開催計画と事務フロー

① eラーニング講習の実施概要

(1)開催月、受講可能期間と修了年月日について

①eラーニング講習は、令和8年6月から令和9年3月まで、毎月開催いたしますが、受講可能期間は「選択した月の1日～末日」となります。受講者の方は、極力15日までに修了してください。
(ご注意)
月を跨いで受講することはできません。当該月末時点で未修了の場合は、欠席の扱いとなります。(受講料の返還はいたしません。)

②eラーニング講習の受講は場所と時間を問いません(オンデマンド方式)。また、複数日に亘って受講することができます。
※受講可能期間内であれば、修了した後でも、繰り返し受講することができます。

③「修了年月日」はeラーニングを受講した「開催月の講習開催日(修了日)」となります。
P8の「eラーニング講習事務日程一覧」をご確認ください。
(例)7月講習を選択し7月10日に修了した場合、修了年月日は7月15日となります。

(2)eラーニング受講手続・本人確認手続・講習教材の事前搬送

①受講料払込後に送信される「受講申込完了兼eラーニング受講情報入力依頼」メールに基づきeラーニング受講手続(step2)を行います。

② ①のeラーニング受講手続(step2)完了後、本人確認手続を「eKYC による手続」と「郵送による手続」のいずれかの方法で実施します。
カメラ付きスマートフォンを所持されている方は、「eKYC による手続」をご活用ください。
※スマートフォンは一部機種で利用できません。(詳しい事務手順はP17～18をご確認ください。)
「郵送による手続」は、指定する本人確認書類の写しを簡易書留で送付いただく方法です。
※①②の手続は「受講申込完了兼eラーニング受講情報入力依頼」メール受信日から14日以内に完了ください。
※「eKYCによる手続」で利用可能な本人確認書類は、運転免許証、マイナンバーカード、在留カードです。
※eKYCとは、スマートフォンを使用した犯罪収益移転防止法に準拠した本人確認手続のことです。
※本人確認手続まで完了しませんと受講できませんのでご注意ください。

③本人確認手続完了後、所定日に、受講者が指定する場所に講習教材を搬送いたします。
講習教材の搬送場所は、eラーニング受講手続時(上記(2)①)に指定(入力)いただきます。
※教材搬送先等入力いただいた内容の変更も可能です。
異動等により変更が必要な場合は必ず変更手続きを行ってください。(P21)
発送日は、P8の「eラーニング講習事務日程一覧」をご確認ください。

(3) 利用可能機器

eラーニング講習は、webカメラ付パソコンやタブレット端末、スマートフォンから受講できます。
※上記いずれかをお持ちでない方は、eラーニング講習を受講できません。
※webカメラ(パソコン内蔵又は外付け)が必要です。
受講途中で、利用機器を変更することも可能です。

(4)講習開催日(修了日)

①全カリキュラム(講義の視聴+理解度テスト合格)受講後、協会が修了認定した後に、『修了認定および「修了証明書」の交付のお知らせ』をメールします。

②修了認定された方は、修了証明書を講習開催日(修了日)以降、協会ホームページからダウンロードし印刷してください。

(5)不正行為者への対処

○eラーニング講習において、講義動画の早送り・倍速再生操作や、なりすまし行為等による不正受講を行った場合、講習事務規程第27条第1項に基づく処分として講習の「未修了」、又は「取消」となります。
※講義動画の早送り操作は厳禁です。受講結果の判定において、受講時間の不足から修了基準を満たさず「未修了」と評価される場合、再度受講いただくことがあります。
※修了認定後、講義動画の早送り等の不正操作事実が判明して「修了の取消」を行った場合、当該取消の事実について受講者が所属する団体責任者に通知いたします。

○修了の取消の場合、日本貸金業協会が定める「受講禁止期間と処分基準」に基づき、一定の期間、貸金業務取扱主任者講習を受講することができません。

② eラーニング講習事務日程一覧と事務フローの概要

令和8年度eラーニング講習事務日程一覧

開催月	講習開催日（修了日）	受講申込期限 団体申込	変更手続期限	eラーニング本人確認手続き期限	講習教材発送予定日	eラーニング用ログインID・PWメール送信予定日
6月	6月15日(月)	3月16日(月)	4月21日(火)	5月11日(月)	5月22日(金)	5月28日(木)
7月	7月15日(水)	4月3日(金)	5月27日(水)	6月10日(水)	6月23日(火)	6月29日(月)
8月	8月17日(月)	5月20日(水)	6月25日(木)	7月9日(木)	7月23日(木)	7月29日(水)
9月	9月15日(火)	6月17日(水)	7月27日(月)	8月10日(月)	8月24日(月)	8月28日(金)
10月	10月15日(木)	7月14日(火)	8月24日(月)	9月7日(月)	9月18日(金)	9月29日(火)
11月	11月16日(月)	8月17日(月)	9月24日(木)	10月8日(木)	10月22日(木)	10月28日(水)
12月	12月15日(火)	9月11日(金)	10月23日(金)	11月9日(月)	11月20日(金)	11月27日(金)
1月	1月15日(金)	10月14日(水)	11月20日(金)	12月3日(木)	12月16日(水)	12月24日(木)
2月	2月15日(月)	11月10日(火)	12月18日(金)	1月7日(木)	1月22日(金)	1月28日(木)
3月	3月15日(月)	11月26日(木)	1月21日(木)	2月4日(木)	2月18日(木)	2月25日(木)

※「変更手続期限」とは、「会場講習からeラーニング講習への変更」及び「eラーニング講習の受講月の変更」を行おうとする場合の受付(入力)の期限です。

<ご参考>eラーニング受講申込から修了証明書の交付までの流れ(イメージ)

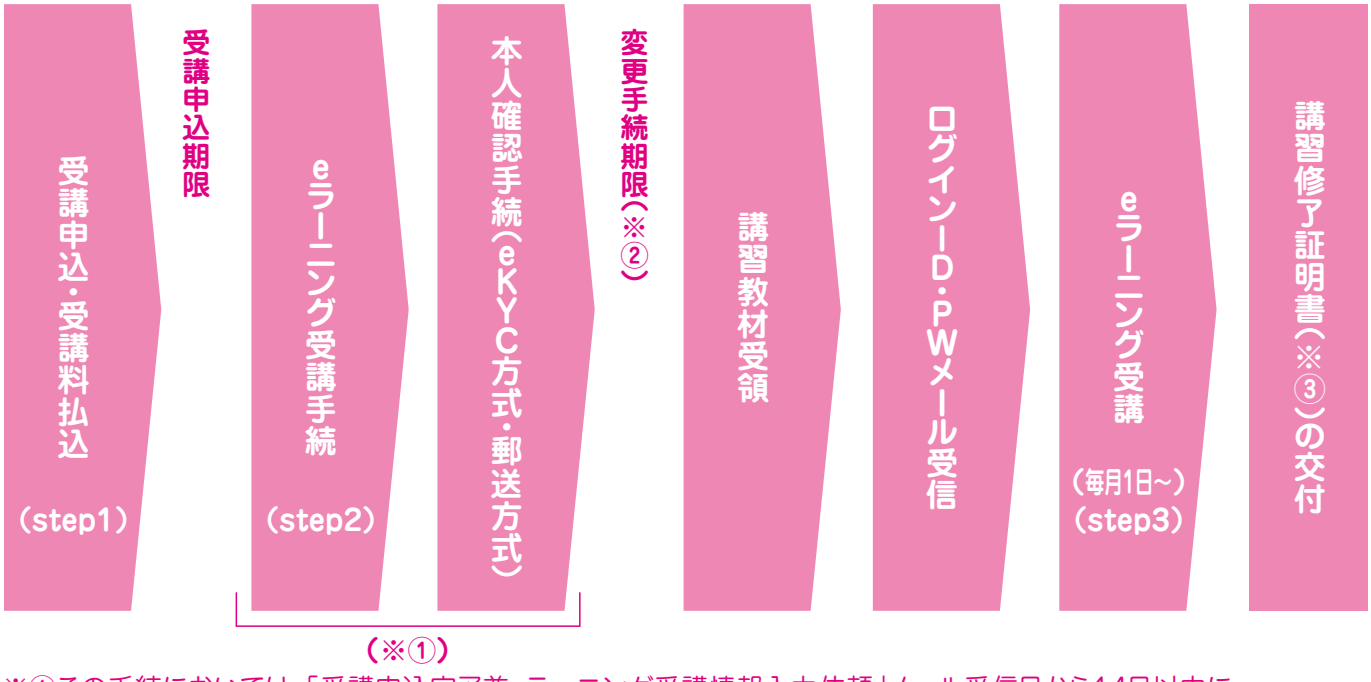

※①この手続においては、「受講申込完了兼eラーニング受講情報入力依頼」メール受信日から14日以内に「eラーニング受講手続」と「本人確認手続」を完了してください。
※②「変更手続期限」の翌日に、各講習月毎の受講対象者を確定します。
※③選択された講習月の所定の「講習修了日」となります。(上記「eラーニング講習事務日程一覧」をご確認ください。)